

KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

**職集期間は本日までです。
まだの部署は早急に行い、
意見の収集を行って下さい。**

3月13日(木) 19時より 臨時大会を開催します。

情宣等でお伝えしていますが、春闘要求の意見集収のための職集期間は本日までとなっています。執行部は、職集で集めた意見を元に春闘要求の案を作成し、3月13日(木)に臨時大会を開催し要求を決定したいと考えています。

3月12日(水)は労連統一の一次回答指定日です。臨時大会では労連からの一次回答の情報もお伝えしたいと考えています。

昨年の年末要求を部分収拾した臨時大会では、有期雇用者より一時金に関する強い抗議が寄せられました。また、先日会社から出されたりフレッシュ手当で凍結解除に関しても、有期雇用者には適用しないと会社は発言しています。正社員と有期雇用者に雇用形態の違いがあるとしても、休日や手当てにおいて差別する必要があるのでしょうか？

KBC映像ではこの春にかなりの数の従業員が入れ替わると聞いています。この時期に多くの方がこの会社を去っていくのは、ただの偶然ではないと思われます。

先日の団交内で会社は『全体としては1名減になる』と回答していますが、たとえ従業員の全体の人数が変わっていないとしても、我々の仕事は一朝一夕で身につくものではなく、たくさんの経験や人間関係のなかで覚えていくものであり、短期間で社員が入れ替わっているのは、会社全体としての制作力が落ちることは否めないのではないのでしょうか？

先日の情宣でもお伝えしましたが、5年後・10年後に安心して働く環境を築くためには、まずはベースの部分をしっかり和闘っていかなければいけません。まずは職場集会で現場からの意見をお聞かせ下さい。

従業員代表の田中代表と会社で2回目の協議が行われました。

3月6日(木)に、従業員代表の田中代表と会社で、36協定などの協定に関する協議が行われ、会社から田中代表に協定案が提出されました。

今回も会社からは笹栗社長と岡取締役、阿高部長代理の3人が出席したのに対し、従業員側は田中代表1人で行われました。協議後、田中代表から協提案について、組合に相談が持ち込まれましたので、過去に組合に提出された協定案との比較を行い修正された点などの確認を行いました。また、田中代表より組合新聞に協定案を掲載して欲しいとの依頼がありましたので、別紙にて掲載しています。

(裏面につづく)

今回確認した、組合提出案から修正された部分

【36協定期間締結について】の文書

- (旧) 休日振替が出来ない場合は休日出勤発生の翌々月までに代休を与えます。
- (新) 休日振替が出来ない場合は休日出勤発生の3ヶ月後までに代休を与えます。
- (新) 「平成20年度より、リフレッシュ手当での凍結を解除します」の文章を削除

【時間外労働および休日労働に関する協定(案)】

第4条(特別の事情がある場合)

- (旧) 1. 報道および番組制作にかかる事情により、次の各号に定める業務に従事する者については、第1条の定めにかかわらず更に労働時間を延長することができるものとする。ただし、1ヶ月について更に55時間まで延長することができることとする、この場合、延長時間を更に延長する回数は、年間6回までとする。
- (新) 1. 報道および番組制作にかかる事情により、次の各号に定める業務に従事する者については、第1条の定めにかかわらず更に労働時間を延長することができるものとする。ただし、1ヶ月について更に35時間まで延長することができることとする、この場合、延長時間を更に延長する回数は、年間6回までとする。

【専門業務型裁量労働制に関する協定書(案)】

第1条(対象労働者)

- (旧) 本協定は、プロデューサー、及びディレクターの業務に従事する者に対して適用する
- (新) 本協定は、プロデューサー、ディレクター及びエディターの業務に従事する者に対して適用する

(36協定期間締結についての文書の について)

今回の案では、代休を消化するための期間が翌々月から3ヶ月に変更されています。旧案だと、3月1日もしくは3月30日に休日出勤が発生した場合は、会社はどちらの場合でも5月31日までに代休を消化させなければいけませんでした。新案では3月30日に発生した代休は6月30日までに消化させればよいこととなります。

(36協定期間締結についての文書の について)

リフレッシュ手当凍結解除の文章がまるごと削除されています。

(36協定期間 第4条(特別条項)について)

特別な事情がある際の時間外の延長時間が55時間から35時間に変更されました。これにより、第1条で1ヶ月間の時間外労働の上限が45時間までとなっていることから、特別な事情がある際の時間外労働の上限は100時間から80時間に修正されました。

(専門業務型裁量労働制に関する協定書(案)について)

適用範囲がエディターも含むように修正されています。

上記の内容を田中代表と確認しました。今後も田中代表から要請があった際は、KBC映像労組は全面的に協力していきます。

【今後のスケジュール】

3月 3日(月)~10日(月)	職集期間
3月11日(火)	意見収集日
3月13日(木)	2008年度 第2回臨時組合大会
3月26日(水)	労連統一 春闘要求二次回答指定日

(組合新聞はインターネットでも見るができます。『KBC映像労組』で検索して下さい。)

安定した雇用を勝ち取ることが会社を守ることにつながる